

第 8 期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた基本的な考え方

令和 2 年 6、7 月頃に開催予定の社会保障審議会介護保険部会において諮られる予定の基本指針について、令和 2 年 3 月の担当課長会議において国が参考として示した「基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方」は下記のとおり。

（1）2025・2040 年度見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 団塊の世代が 75 歳以上になる 2025（令和 7）年、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040（令和 22）年に向けて、地域によって高齢化の状況やそれに伴う介護需要も異なることが想定される。
- 推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立って、2025 年及び 2040 年を見据えた介護保険事業（支援）計画（以下「計画」とする）の位置づけを明らかにした上で、具体的な取り組み内容や目標を設定することが必要。
- 各市町村において、介護需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して、計画を作成することが重要。
- 介護需要の見込みに合わせて、過不足ないサービスの基盤整備を進めることが必要。

（2）地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要。

（3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- 高齢者等が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要。
- その前提として、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められる。
- その際、一般介護予防事業を推進するにあたって、下記の点が重要。
 - ・「PDCA サイクルに沿った推進にあたってのデータの利活用を進めることやその環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」
 - ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえた計画の作成
 - ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
 - ・在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化
 - ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅について、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要。
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら、計画を策定し、サービス基盤を適切に進めていくことが必要。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策が進められている。
- 「共生」や「予防」について、誤った受け止め方によって新たな偏見が生じないように、「共生」を基盤としながら取り組みを進める等の配慮が必要。
- 教育等、他の分野とも連携して取り組みを進めることが重要。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 現在の介護人材不足に加え、2025年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となる。
- そのため、介護人材確保について、計画に取り組み方針等を記載し、その方針に基づき計画的に進めるとともに、県と市が連携しながら進めることが必要。
- 加えて、以下の取り組みを強化することが重要。
 - ・ 総合事業等の担い手の確保
 - ・ 介護現場の業務改善や文書量削減
 - ・ ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化